

提出日：（西暦） 年 月 日

東京外国語大学長 殿

承諾書兼誓約書

派遣留学を許可された場合、以下の事項を承諾(誓約)いたします。

1. 遵守事項及び義務

- (1) 東京外国語大学学則及び派遣学生規程等の留学関係規則を遵守すること。
- (2) 派遣先国の法令及び派遣先大学の規則を遵守すること。
- (3) 派遣留学の趣旨を理解し、派遣先大学にて学業に精励すること。
- (4) 派遣先国(地域)の治安の悪化等により東京外国語大学から留学中止及び途中帰国勧告があった場合にはすみやかに従うこと。

2. 費用

- (1) 本学が指定する派遣先における留学期間中の授業料は本学へ納付、派遣先は免除されること。
- (2) ビザ取得費用、旅行費用、宿舍費用、海外旅行保険、上記 1. (4)にかかる費用、その他生活にかかる全ての費用は自己負担とすること。また、授業料が免除される場合においても、派遣先大学より登録料等の費用が請求される場合があること。派遣先大学付属の語学プログラムへ参加する場合には、授業料等が発生する場合があること。

3. 保険及び健康

- (1) 心身ともに健康である状態で留学すること。
- (2) 持病、既往症、精神的・身体的障害がある場合は、必ず主治医の承諾を得ること。
- (3) 海外旅行保険に必ず加入し、十分な補償が受けられる手続きを行うこと。また、派遣先大学から保険加入を求められた場合には、双方の保険に加入すること。
- (4) 派遣先国から求められた必要な健康診断を受診し、必要な予防接種を行うこと。
- (5) 渡航期間の変更に伴う、海外旅行保険加入期間の変更手続きは、派遣学生本人が責任を持って行うこと。渡航後に未加入期間が発生しても、大学は一切責任を負わない。

4. 奨学金

- (1) 奨学金が支給される場合において、派遣留学の目的が達成されない場合(帰国勧告・命令による帰国や、派遣学生の自己都合による途中帰国の場合等)には返還が求められることがあること。

5. 東京外国語大学が責任を負わない事項

- (1) 渡航期間中の災害、戦争、革命、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪など不可抗力による損害。
- (2) 派遣学生の法令違反、故意、過失、個人的問題から生じた損害または派遣学生が与えた人的もしくは物的損害。

6. 提出書類

- (1) 渡航後は速やかに滞在国の日本国大使館へ「在留届」、本学留学生課へ「留学中の連絡先」を提出すること。帰国後は速やかに留学終了届を留学生課に提出すること。

7. 情報提供

- (1) 派遣留学について本学留学生課へ届け出た個人情報を利用し、留学関係の情報提供依頼等を行うことがあることを了承すること。また、派遣留学制度の向上のため、後輩学生への情報提供について協力すること。学生の安全確保の目的で政府機関より要請があった場合、情報提供を行うことがあることを了承すること。

派遣先大学(国名):

学籍番号:

学生氏名(自署のこと)

保証人氏名(自署のこと)

印

印